



.....
修 学 上 の
.....
合 理 的 配 慮 の
.....
提 供 に 関 す る
.....
対 応 に つ い て
.....

東北大学学生生活支援審議会
平成28年10月



TOHOKU
UNIVERSITY

－はじめに－

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されており、本学においては同年 3 月に「国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」が策定されました。本規程においては、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に関して、部局に監督責任者を置くこととなっており、部局の担う役割が重視されるものとなっております。

現在、障害のある学生を支援する専門部署である学生相談・特別支援センター特別支援室と部局とが連携・協働し、学生への個別支援、全学的支援体制の構築・整備を進めております。学生生活支援審議会においては、平成 28 年 4 月に、特別な配慮を必要とする学生に対する支援の基本方針、障害種別の特性や支援の具体例等をまとめ、「障害のある学生への支援に関するガイドライン」を作成・配布いたしました。この度、それを踏まえ、障害のある学生を対象とした「修学上の合理的配慮の提供に関する対応」のあり方等について審議・決定いたしました。

本冊子は、その内容を示したものです。障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった際に、ご活用ください。

学生生活支援審議会委員長 花輪 公雄

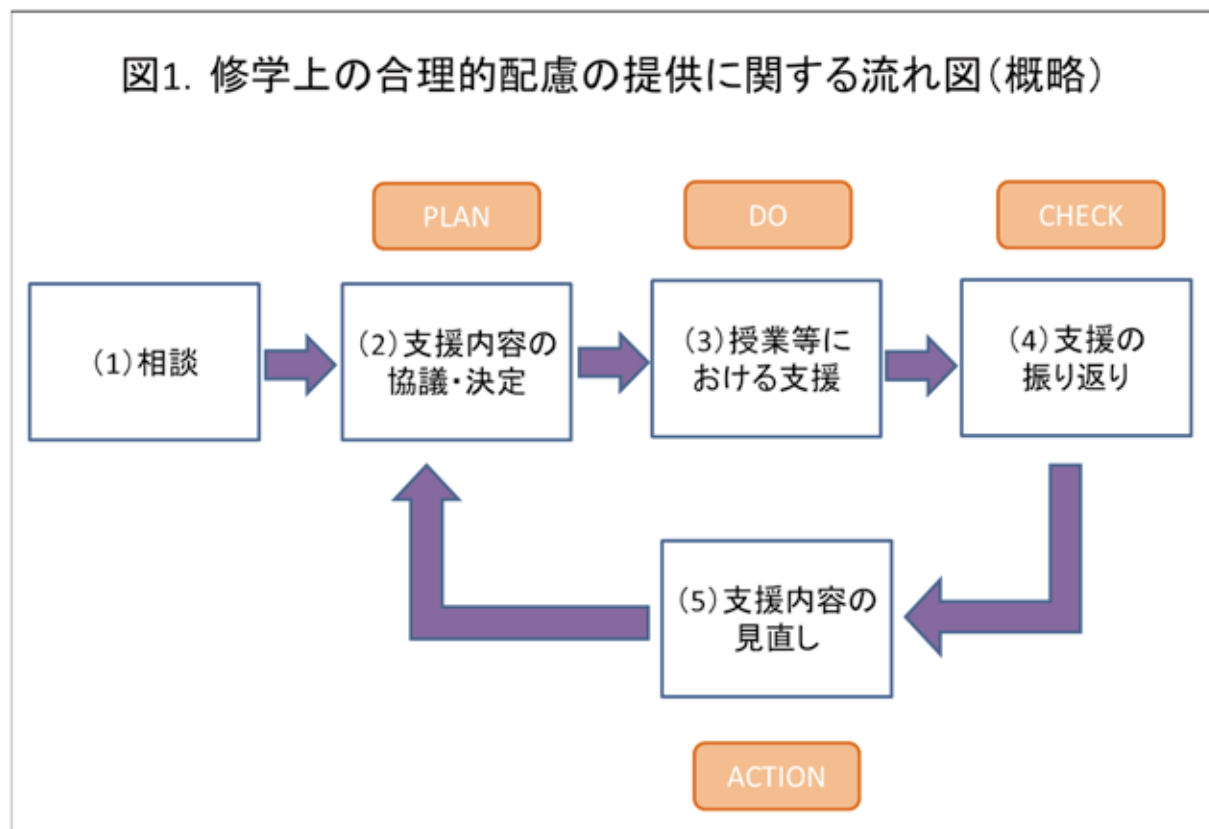
目 次

修学上の合理的配慮の提供に関する対応（概要）	1
修学上の合理的配慮の提供に関する対応（詳細）	2
修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図	4
（様式 1）修学上の支援 申出書	5
（様式 1）修学上の支援 申出書（記入例）	6
授業・試験等における特別措置要望書	7
授業・試験等における特別措置要望書（記入例）	8
（様式 2）修学上の支援 合意内容書	9
（様式 2）修学上の支援 合意内容書（記入例）	10

修学上の合理的配慮の提供に関する対応（概要）

1. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図

障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった場合の対応は、図1に示したPDCAサイクルに基づき行う。



2. 修学上の合理的配慮の提供に関するステップの概要

(1) 相談

全学窓口（学生相談・特別支援センター特別支援室）および部局窓口への相談

(2) 支援内容の協議・決定

学生と支援関係者、授業担当者等の協議により、具体的支援内容を決定

(3) 授業等における支援

決定した支援内容に基づき、授業や学生生活に関する支援を実施

(4) 支援の振り返り

支援内容の評価のために、学生および関係者へのアンケートを実施

(5) 支援内容の見直し

支援内容の評価に基づき、次セメスター以降の支援内容について見直し

修学上の合理的配慮の提供に関する対応（詳細）

1. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図

障害のある学生から修学上の合理的配慮の提供に関する相談や依頼があった場合の具体的な対応の流れは図2のとおりである。

2. 修学上の合理的配慮の提供に関する各ステップの対応等

（1）相談

学生は、修学上の困難やその支援に関して、全学窓口である学生相談・特別支援センター特別支援室や部局窓口にご相談することができる。相談窓口は、障害を背景とする困難、支援ニーズを把握する。

①困難状況の把握

学生が抱える修学上・生活上の困難を把握する。

②支援ニーズの整理

学生にとってどのような支援が必要なのかについて、整理する。

③申出書の作成支援

学生が、修学上の支援を希望する場合は、相談窓口は申出書作成を支援する。「修学上の支援申出書」は、別紙様式1のとおり。

（2）支援内容の協議・決定

部局は、学生や保護者、学生相談・特別支援センター特別支援室相談員等の支援関係者、授業担当者等の協議により、具体的支援内容を決定する。その過程には以下の①から⑤があり、②から④については、必要に応じて一堂に会し、あるいは個別に行うものとし、内容が満たされていれば、実施手順は案件の性質に応じて合理的に組み替えてさしつかえない。

部局は、支援内容の協議・決定に際して、必要に応じて教育担当理事に相談・協議を行う。また、「（2）支援内容の協議・決定」から「（5）支援内容の見直し」に至るプロセスにおいて、その経過について、適宜、学生生活支援審議会および学生相談・特別支援連絡会議に報告する。

報告事項は、学生の所属部局、学年、障害名、希望する支援の内容、合意した支援の内容、支援の振り返りによって明らかになった成果や課題等である。

①申出書の受理

部局は、学生から「修学上の支援申出書」が提出された場合は、それを受理し、支援に向けた対応を開始する。その際、この問題を担当する部署を明確にしておく。

②支援内容の協議

部局は、学生や保護者、申出に関係する授業等の担当教員、また必要に応じて学生相談・特別支援センター特別支援室相談員等の支援関係者との協議により、具体的支援内容を決定する。

③配慮依頼文書の作成・送付

協議の結果、授業時の配慮が必要であると判断した場合、授業担当者等へ配慮依頼文書を作成し送付する。

④授業担当者等との確認・共有

配慮依頼文書の内容に関して、授業担当者等と確認し、必要に応じて支援内容の修正を行う。

⑤合意内容書の作成

学生の申し出に基づく支援内容を確定し、合意内容書を作成し、学生から内容の確認を得る。また、写を学生相談・特別支援センターに送付する。

「修学上の支援 合意内容書」の書式は、別紙様式 2 のとおり。

（３）授業等における支援

決定した支援内容に基づき、授業担当者を始めとする教職員等は、授業や学生生活に関する支援を実施する。

①授業時の支援

授業時に、優先席の使用許可、機器・機具の持参・使用、要約筆記サポート等の必要な支援を行う。

②学内生活支援

学内生活に関して、キャンパス内の動線確認、移動介助、自家用車での通学許可等の必要な支援を行う。

③試験等への措置

公平な評価を行うために、機器・機具の持参・使用、試験時間の延長や課題提出締め切り期限の延長などの措置をとる。

（４）支援の振り返り

実施した支援内容の評価のために、学生および支援を提供した関係者による振り返りを行う。

①体験に関するアンケート

学生および関係者が支援についてどのような感想・評価を持っているかを把握するために、支援体験に関するアンケートを実施する。

②必要に応じてインタビュー

学生および関係者の感想・評価をより詳細に把握するために、必要に応じてインタビューを行う。

（５）支援内容の見直し

実施した内容の評価に基づき、次セメスター以降の支援内容について検討・見直しを行う。

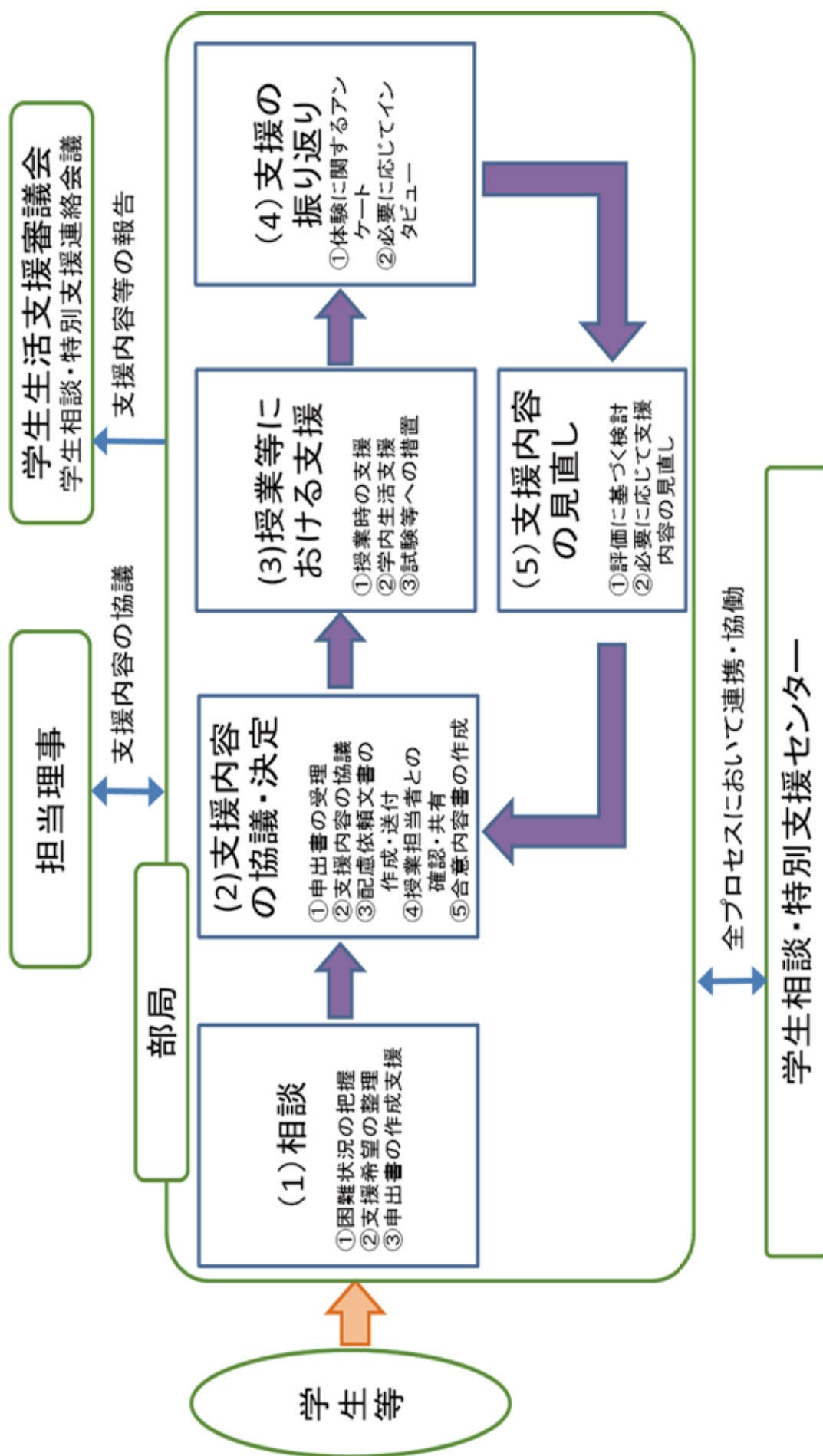
① 評価に基づく検討

学生および関係者の支援体験に関するアンケートやインタビューの結果により、支援内容の評価し、次のセメスター以降の支援等について検討する。

②必要に応じて支援内容の見直し

支援内容の評価に基づき、必要に応じて支援内容の見直しを行う。

図2. 修学上の合理的配慮の提供に関する流れ図



(様式 1)

修学上の支援 申出書

平成 年 月 日

学部長 殿

研究科長 殿

研究所長 殿

平成 年度入学 学部 学科 (系)
研究科 (修・博前／博・博後) 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

連絡先 電話 () _____

メール _____

下記のとおり修学上の支援を申し出ますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 診断名

※診断書または障害者手帳の写を添付してください。

2. 申し出の理由

(障害の状況・現在受けている介助なども含めてお書きください。別紙添付も可です。)

3. 「授業・試験等における特別措置要望書」添付の有無 (該当する□にチェックしてください。)

☐ 有

☐ 無

(様式 1)

修学上の支援 申出書

(記入例)

平成 年 月 日

学部長 殿
研究科長 殿
研究所長 殿

平成 年度入学 学部 学科 (系)
研究科 (修・博前／博・博後) 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____
連絡先 電話 () _____
メール _____

下記のとおり修学上の支援を申し出ますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 診断名

両側感音性難聴

※診断書または障害者手帳の写を添付してください

2. 申し出の理由

(障害の状況・現在受けている介助なども含めてお書きください。別紙添付も可です。)

聴力レベル 右 50.0dB 左 50.0dB

マイクの声、テレビの音、スピーカーの音などの聞こえにくさがある。高校までの授業では座席を前列にし、補聴器を使用していた。英語のリスニングの授業では聴き取りにくい音域があるため、CD の貸し出しをしてもらっていた。

今後、リスニング試験があるときは CD プレーヤーのスピーカーから直接音声を聞ける形を取れるようお願いします。

また、体育の授業では広い場所での説明や指示が聞き取りにくいので、近くでしていただけるようお願いします。

3. 「授業・試験等における特別措置要望書」添付の有無 (該当する□にチェックしてください。)

☒ 有
☐ 無

授業・試験等における特別措置要望書

平成 年 月 日

学部長 殿
研究科長 殿
研究所長 殿

学籍番号 _____
氏名 _____

下記のとおり特別措置を要望いたします。

記

特別措置を要望する授業（試験）科目

授業科目名	クォーター又はセメスター	担当教員	授業日		希望する特別措置
			曜日	時限	

(記入例)

授業・試験等における特別措置要望書

平成 年 月 日

学部長 殿
研究科長 殿
研究所長 殿

学籍番号 _____
氏名 _____

下記のとおり特別措置を要望いたします。

記

特別措置を要望する授業（試験）科目

授業科目名	クォーター又はセメスター	担当教員	授業日		希望する特別措置
			曜日	時限	
英語 I	第 1 クォーター	〇〇 〇〇	〇	〇	リスニング試験時のイヤホン又はヘッドホンの持参使用
体育（バドミントン）	第 1 クォーター	〇〇 〇〇	〇	〇	授業時の説明・指示を本人の近くで行う

(様式 2)

修学上の支援 合意内容書

平成 年 月 日

学部長
研究科長
研究所長

平成 年 月 日付「修学上の支援 申出書」に基づく協議の結果、学生、部局、支援関係者の合意の下に以下の支援を行います。

1. 学生

平成 年度入学 学部 学科 (系)
研究科 (修・博前／博・博後) 専攻
学籍番号
氏名

2. 協議概要・支援内容

(様式 2)

修学上の支援 合意内容書

(記入例)

平成 年 月 日

学部長
研究科長
研究所長

平成 年 月 日付「修学上の支援 申出書」に基づく協議の結果、学生、部局、支援関係者の合意の下に以下の支援を行います。

1. 学生

平成 年度入学 学部 学科 (系)
研究科 (修・博前／博・博後) 専攻
学籍番号 _____
氏名 _____

2. 協議概要・支援内容

- ・英語のリスニング試験は別室にて行う (CD プレーヤーから直接音声を聞く)。
- ・体育の授業においては、学生の近くで説明・指示を行う。
- ・英語と体育以外の授業についても、以下の点について授業担当者からの配慮を得る必要性がある。
 - ・重要事項については文書により伝達する
 - ・可能な限り、大きめの声でゆっくりはっきりとした話し方で説明を行う
 - ・他学生から発言がある場合、大きめの声でゆっくりはっきりとした話し方を促す
 - ・本人の障害状況および上記の内容を含む配慮依頼文書を作成し、授業担当者に送付する。



**東北大学
学生相談・特別支援センター
特別支援室**

〒980-8576 仙台市青葉区川内41
TEL: 022-795-7696(直通) 内線:7696
FAX: 022-795-4950
MAIL: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp
ホームページ: <http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>



この冊子は環境に配慮した
「水なし印刷」により
印刷しております。



環境にやさしい植物油インク
「VEGETABLE OIL INK」で
印刷しております。